## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月10日

1. 執行機関の別	2:教育委員会	•
2. 都道府県名	岡山県	
3. 市区町村名		
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)	
6. 独自利用事務の対象者	保護者等、高校生等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和2年10月2日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		

執行機関名 岡山県教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 四の 二 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	岡山県立高校生等教育給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(高等学校等の生徒等)がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって(教育の機会均等に寄与する)ことを目的とする。	この要綱は、国が県に交付する高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金)により、(岡山県立の高等学校等に在学する高校生等)がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって(教育の機会均等に寄与する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		岡山県立高校生等教育給付金支給要綱